

令和4年度第3回	
担当課	総務部総務課公文書管理室
電話	30-8105 (内線 7120)

個人情報の保護に関する法律の施行に係る条例の整備について

1 経過及び概要

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が、令和3年5月に公布され、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」を、「個人情報の保護に関する法律」(以下「法」という。)に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法において、全国的な共通ルールが規定されました。

地方公共団体の個人情報保護制度は、これまでそれぞれの個人情報保護条例に基づき運用してきましたが、改正法が施行される令和5年4月1日以降は、法に基づき運用することになります。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方 (改正の概要)

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、**  
 ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる  
 ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。(いわゆる「2000個問題」)
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR (一般データ保護規則) 充分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT (信頼ある自由なデータ流通) など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の**的確な運用を確保**。

概要

- ① **適用対象**  
 ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用  
 ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用  
 ※④、⑤、⑥に係る部分は除く
- ② **定義の一元化**  
 ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用  
 例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等
- ③ **個人情報の取扱い**  
 ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用  
 例：保有の制限、安全管理措置、利用及び提供の制限 等
- ④ **個人情報ファイル簿の作成・公表**  
 ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用  
 ※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様 (1,000人以上等) とする  
 ※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする
- ⑤ **自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求**  
 ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定
- ⑥ **匿名加工情報の提供制度の導入**  
 ・匿名加工情報の提供制度 (定期的な提案募集) について、国と同じ規律を適用  
 ※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする
- ⑦ **個人情報保護委員会と地方公共団体の関係**  
 ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う  
 ・地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は助言を求めることが可能  
 例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等
- ⑧ **施行期日等**  
 ・施行期日は、公布から2年以内の政令で定める日とする  
 ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等  
 ・国は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言(ガイドライン等)を行う  
 ※**地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について**  
 ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定  
 ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

※個人情報保護委員会資料

2 条例の見直し

本市の個人情報保護制度は、令和5年4月からは法に基づき運用することになるため、条例については、法の施行に必要な事項について定める見直しを行います。7月に鳥取市情報公開制度等審議会を設置し、条例の規定内容について取りまとめ、9月から10月にかけての市民政策コメント等により市民の意見を募集します。条例案については、市議会12月定例会に提案する予定としています。

3 見直しの内容

(1) (仮称) 鳥取市個人情報保護法施行条例

① 本人開示等請求における手数料 (法第89条第2項)

法は、地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない旨規定しています。

【方向性】

情報公開の推進とこれまでの市民サービス維持の観点から、市民に対し手数料の負担を求める

のは適当でないため、現行どおり手数料は無料とし、保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用の負担を求めるとします。

② 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第 119 条第 3 項及び第 4 項）

法は、提案に基づき行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定める額の手数料を納めなければならない旨規定しています。

行政機関等匿名加工情報に係る提案募集は、地方公共団体においては、都道府県及び指定都市以外の実施は任意となっています。これは地方公共団体において十分な知見を持った人材がいないこと等により、適切な運用の確保等が課題となっているためです。

【方向性】

市が保有する個人情報は、市民の権利利益を守るために慎重に扱う必要があるため、行政機関等匿名加工情報に係る提案の募集等は、現段階では実施しません。したがって、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料については規定しません。

※行政機関等匿名加工情報制度

行政機関等匿名加工情報は、行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、かつ、当該個人情報を復元することができないようにした情報であり、事業者等からこの情報の利用に関する提案があった場合に、これを審査のうえ提供する制度。

③ 「条例要配慮個人情報」の内容（法第 60 条第 5 項）

法で定める「要配慮個人情報」に加えて、地域の特性その他の事情に応じて、当該地方公共団体の条例で規定することができます。ただし、法に基づく規律を超えて地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることはできません。

【方向性】

現行条例の要配慮個人情報は、法と同じ内容になっています。地域の特性等により条例に定めるべき具体的な記述は現時点で見当たらないため、「条例要配慮個人情報」については規定しません。

※要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報。

④ 個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第 75 条第 5 項）

法は、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない旨規定しています。また、法は、地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、個人情報取扱事務登録簿を作成し、公表することを妨げるものではない旨規定しています。

【方向性】

本市では、「個人情報取扱事務登録簿」を作成し、閲覧に供しています。法施行後は、「個人情報ファイル簿」の作成・公表が義務付けられるため、「個人情報取扱事務登録簿」を廃止し、「個人情報ファイル簿」の作成・公表に移行します。

※個人情報取扱事務登録簿

行政機関等が行う個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務の名称、目的及び対象者の範

囲、取り扱う個人情報の項目、個人情報の収集先等を登録した帳簿。

※個人情報ファイル簿

行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目、記録情報の収集方法等を記載した帳簿。

⑤ 開示等請求における不開示情報の範囲（法第 78 条第 2 項）

保有個人情報の開示請求に係る不開示情報について、法と鳥取市情報公開条例（以下「情報公開条例」といいます。）の整合を図る規定を条例に設けることができます。

【方向性】

法と情報公開条例の不開示情報の規定には違いが見られますが、法の不開示情報の規定により情報公開条例と同様の開示・不開示の判断ができるため、不開示情報の整合を図るための規定は設けません。一方で、法にある不開示情報の規定で情報公開条例にないものや範囲の異なるものがあるため、情報公開条例の規定を見直し、個人情報保護制度と情報公開制度の整合を図ります。

⑥ 開示請求等の手続について（法第 108 条）

法は、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等は、請求があった日から 30 日以内にならなければならない旨規定し、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その期間を 30 日以内に限り延長することができる旨規定しています。一方で、条例に規定することにより、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等を行う期限を改正法で定めた日数より短い日数とすることが可能です。

【方向性】

開示決定等の期限は、法は開示請求があった日から 30 日以内と規定していますが、本市では現行どおり 15 日以内とします。また、訂正決定等及び利用停止決定等の期限については、現行どおり法と同じ 30 日以内とします。

⑦ 審査会等の審議事項について（法第 129 条）

法は、条例で定めるところにより、地方公共団体の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる旨規定しています。

【方向性】

個人情報保護制度の適正な運用を図るため、安全管理について講ずる措置を定めようとする場合や個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合などにおいて、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるときに鳥取市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる仕組みを導入します。

⑧ その他

ア 適用範囲

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者とします。議会は、法が適用されないため、本条例の適用対象から除きます。

イ 運用状況の公表

個人情報保護制度の各実施機関における運用状況の公表について、引き続き規定します。

(2) 鳥取市情報公開・個人情報保護審査会条例

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会は、学識経験者により構成され、個人情報の取得に関する事

項、目的外利用等に関する事項、電子計算機等の結合に関する事項及び審査請求に関する事項について、調査及び審議をすることとしています。法の施行により所掌事務を見直す必要があります。

**【方向性】**

審査会の所掌事務について、法に規定がない個人情報の取得に関する事項、目的外利用等に関する事項、電子計算機等の結合に関する事項を削除するとともに、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められる事項を加えます。

**(3) 鳥取市情報公開条例**

第7条各号において、行政文書の開示請求に係る不開示情報を規定しています。法にある不開示情報の規定で、情報公開条例にない規定や範囲が異なるものがあります。

**【方向性】**

法及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定と整合を図るため、情報公開条例の不開示情報の規定を見直します。(情報公開条例第7条)

見直し案	現行
(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の <u>規定又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する指示（地方自治法第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。）</u> により、公にすることができないと認められる情報	(1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の <u>規定により、公にすることができないとされている</u> 情報
(2) 個人に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ウ <u>当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</u>	(2) 個人に関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 (追加)
(4) 公にすることにより、犯罪の予防、 <u>鎮圧又は捜査</u> その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報 (削除)	(4) 公にすることにより、犯罪の予防、 <u>捜査</u> その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報 (5) <u>国等との間における協議、協力、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれるおそれがあるもの</u>
(5) 公にすることにより、 <u>国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがある情報</u>	(追加)
(6) <u>市の機関又は国等</u> が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り、 <u>試験又は租税の賦課若しくは徴収</u> に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、 <u>市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u> オ <u>市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業</u> に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	(6) <u>実施機関</u> が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 監査、検査、取締り <u>又は試験</u> に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、 <u>市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</u> オ <u>市が経営する企業に係る事業</u> に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
(削除)	(8) <u>実施機関（市長、水道事業管理者及び病院事業管理者を除く。）並びに議会の委員会、市の執行機関の附属機関及びこれらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に係る審議資料、議決事項、会議録等に記録されている情報であって、当該合議制機関等の設置目的に照らして、公にすることにより当該合議制機関等の公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるもの</u>

地域振興会議を振り返って

項目	意見
組織の形態（会議の回数、委員の人数、委員構成など）について	
会議で取り扱う議題・内容について	
地域振興会議の成果	
地域振興会議の課題	

## 地域振興会議について

### 1 設置根拠

鳥取市地域振興会議条例

### 2 設置期間

平成27年4月1日～令和7年3月31日（10年間）

### 3 所掌事項（審議事項）

- 本市の一体的な発展に資する対象区域の振興に関する事項について、市長の諮問に応じ、答申すること
- 対象区域の振興に関する事項について、調査及び審議すること
- 上記2点について、市長に意見を述べること

### 4 委員について

- 委員の任期は2年（再任は妨げない）
- 会議は委員12人以内で組織
  - 1号：自治会、まちづくり協議会等の役員の職にある者
  - 2号：学識経験を有する者
  - 3号：公募により選任された者



### 5 会議

- 各地域での会議 …概ね年6回の開催  
※開催方法は単独又は合同（ブロック会議）
- 会長会 …年2回（8月、2月）の開催

## 6 会議の開催状況

年度	地域振興会議 (8地域合計)	会長会	合同会議
H27	64	2	1
H28	63	2	—
H29	62	2	1
H30	63	2	—
R1	63	2	1
R2	50	1	—
R3	40	0	—
R4	48 (予定)	2 (予定)	—

## 7 会議の主な議題

- ・新市域振興ビジョン推進計画の進捗状況について
- ・旧本庁舎等跡地活用について
- ・市報と支所だよりの見直しについて
- ・校区再編について
- ・超高速情報通信基盤整備事業について
- ・公共交通のあり方について
- ・第11次鳥取市総合計画及び第2期鳥取市創生総合戦略の策定について
- ・委員提案議題について

## 8 これまでに会議から出された意見書

年度	地域	内容
H27	気高	浜村温泉館の早期再開に関する意見
H27	気高・鹿野・青谷	鳥取市西部地域への企業誘致に関する意見
H30	気高	浜村温泉館の早期再開に関する意見
R4	鹿野	鳥取市鹿野地域の振興に関する意見



令和 4 年度河原地域振興会議視察(案)

## ①南部町

AM 8 : 3 0 総合支所集合～AM 8 : 4 5 出発～なだて明るいノーソン (倉吉市)  
(10:00～11:00)

～昼休憩～南部町総合福祉センター～総合支所 16:00 到着  
(13:30～15:00)

## ②南部町

AM 8 : 4 5 総合支所集合～AM 9 : 0 0 出発～やらいや逢阪(大山町)  
(10:30～12:00)

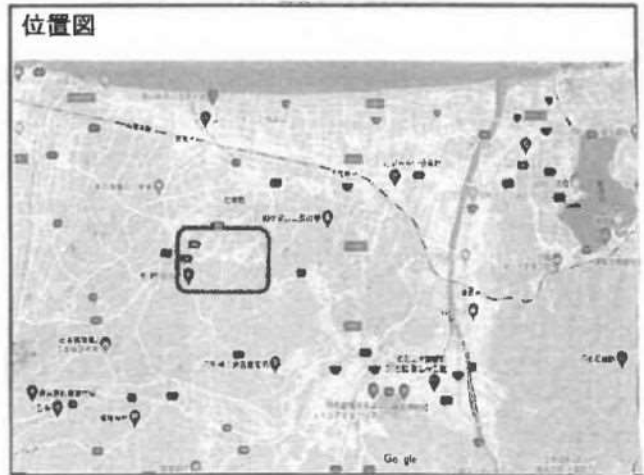
～ 昼休憩～南部町総合福祉センター～総合支所 16:00 到着  
(13:30～15:00)



## 灘手地区の状況

- 人口 956 人
  - 世帯数 351 世帯
- 平成30年1月

位置図



### 灘手地区で見えた課題

- 人口減少
- 高齢者の買い物に対する負担が増加

## なだて明るいノーソンが出来るまで

平成29年3月31日  
JA生活センター閉店

閉店  
1/31



### 運営検討委員会

- 運営方法、資金等の問題を解決する必要がある
- 先進地視察
- 鳥取県、倉吉市など相談
- 波多コミュニティー協議会の視察
- 平成29年8月4日『一般社団法人なだて』設立

8/4  
「一般社団法人なだて」  
設立

↓  
平成29年10月店舗オープン決定

## 除雪・除雪機管理事業部

除雪機の管理業務

除雪機の維持管理・メンテナンス作業を行います。また、除雪機の貸し出し管理を行います。

除雪作業

活動内容は小学生通学路の除雪を優先的に行い、降雪時の安全確保を図ります。また、除雪機の未使用時は自治公民館へ貸し出しを行い地区の交通確保を行います。



## 竹林整備事業

竹林管理

放置竹林を整備することにより、拡大防止を図るため、竹林整備への取り組みます。また、支援制度を有効に活用して、竹林の整備をおこないます。



## 一般社団法人なだて 持続可能な地域をめざして…

### 今後の課題

- ・地域との連携
- ・他事業協働
- ・人材の確保



「地域は「ひと」をつなぐ、コミュニティ・スペース」

ホーム [アバウト](#) [イベント](#) [スペース](#) [カフェ](#) [移住](#) [アルバム](#) [アクセス](#) [FB](#)

## 🐎 まぶやの運営

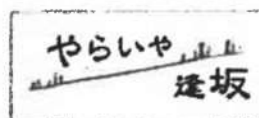
まぶやは、大山町の若手起業家などによる任意団体「築き会」のメンバーが中心となり、行政の協力を仰ぎながら、2013年10月、オープンしました。

2014年4月より、まぶやのある大山町逢坂（おうさか）地区のまちづくり団体『やらいや逢坂』の活動拠点ともなり、『築き会』と協力しながら『やらいや逢坂』が運営しています。



## 🐎 やらいや逢坂とは

「まちづくり逢坂地区会議」と「築き会」が中心となり結成された地域自主組織。旧小学校区を区域として、集落同士の連携をはかりながら地区全体のまちづくりに担う組織です。



## 🐎 築き会とは

「築き会」は、大山町のUIターン者を中心に活動する若手起業家による任意団体です。古民家の再生・保存、移住定住の促進、地域資源の活用と地域活性化を図ることを目指し、様々な活動を展開しています。

メンバーには、宮大工、漁師、理学療法士、農業経営者、ダンス講師、シンガーソングライター、アーティスト、デザイナー、カフェオーナー、地域おこし協力隊と、さまざまな職種から頼もしい仲間が集っています。



〓 南部町を空き家のないまちに〓

# 家とまちに 「笑顔」を育てる! プロジェクト

あなたの家  
大切にしてくれる  
人がいます



## 空き家を貸すという選択肢

家は、人が住まないといとどんどん劣化が早まります。また、劣化が進むと売却が難しくなるという問題も生じてきます。将来的にどう処分するか、お悩み中であれば、一時的に「空き家を貸す」という選択肢があります。なんぶ里山デザイン機構では、南部町に住みたいとお考えの方と南部町の空き家をマッチングするプロジェクトを行っています。オーナー様の空き家を管理し、住んでいただくことで、価値を高め、将来的な選択肢を増やす(売却、再賃貸など)ことにもつながります。処分についてお考えのオーナー様はぜひ「空き家を貸す」という選択肢もご検討されてはいかがでしょうか。

## もし空き家をこのまま放置していると...

**売却はなかなか難しい...**

持ち家の取得方法

中古住宅購入 14.7%

新築住宅他 85.2%

2019総務省

**家の劣化は思ったより早い...**

**管理はやっぱり大変...**

- ・築年数が経つと、多額のリフォーム(修繕)費用がかかったり、思うような条件での売却が難しいケースも多くなります。
- ・購入する例も、耐震基準など様々な基準をクリアしないとローンが受けられないなど、購入しにくい実態があります。
- ・家は人の出入りがなくなると、早ければ1~2ヶ月くらいから傷みが目立ち始め一気に劣化が進み、資産価値も下がります。
- ・換気不足、排水管ガス管の劣化、雨漏りや損傷等により、解体するしか方法がなくなることもあります。
- ・空き家は小動物や害虫の住処になりやすく、定期的なメンテナンスが必要で、ご近所との関係悪化や犯罪の温床にもなりかねません。
- ・契約を止めない限り水道光熱費がかかり、火災保険などの負担も必要となります。

## なんぶ里山デザイン機構の徹底的なサポート

### 10年間、空き家の定期的な管理



家の管理は基本的にすべて網羅いたします。ご契約後、最低限のリフォームを行います。例えば入居者のいない期間も、雑草処理、風通し、害虫・不快動物等の駆除なども行います。空き家の老朽化等の心配も軽減します。

### 片付け費用の補助金あり



ご契約を締結しましたら、片付け作業への補助金として、一律20万円支給いたします。ご自身での片付けが困難な場合、業者のご紹介もいたしますので、ご安心ください。

### 安心してお貸しできる方をマッチング



当機構では、移住を希望される方や、借家をお探しの方へのサポートも行っています。お貸しいただくお家に、大切に住んでくださる方を責任をもってお探しします。どのような方に居頂くかも、ご報告いたしますので安心です。

### 契約年数のご相談も可能です



契約時にご相談の上、契約年数を決定いたします。万が一、契約満了前にご解約なさりたい事情がある場合もご相談ください。 ※契約途中で解約される場合、年数に応じた解約金が発生します。



NPO法人  
なんぶ里山デザイン機構

空き家一括借上げ制度推進プロジェクト



ご契約の流れ・費用などは裏面へ▶▶▶

別 紙

第3回河原地域振興会議協議・報告事項

河原地域振興会議委員 ( 林 昭 男 )

- 河原市過疎地域 持続的発展計画 の 達成状況の評価を  
毎年度 地域振興会議に 報告し 次年度以降の 取り組みを  
検討する ことになっている。 報告、検討のスケジュールを 示す  
ことになっている。
- 西郷工業団地 10/29~30に 開催です。パンフレットを 配付して  
内容を 報告し 果実を 収穫している。  
併せて 5月下旬から 6~7月に 行った 西郷工業団地 団地一帯の  
7区「okudam」の ことについて パンフレットを 配付し 周知を お願いした。  
(各 20部 同封)

※ 提出期限 令和4年10月18日(火)  
 ※ 提出先 地域振興課  
 F A X 0858-85-0672

## あゆ祭りの課題

2019年第40回を最後に、3年間コロナ感染症のため実施できていません。来年2023年の開催を考えていますが、問題点を提起します。

- 1, 主催者である河原町観光協会は任意団体であり、活動資金は会員の会費で賄われている。
- 2, 観光協会の下にあゆ祭り実行委員会があり、メンバーもほぼ同じである。
- 3, どちらの会も事務局はなく、会計のみ鳥取市南商工会に委託している。
- 4, 令和4年のあゆ祭り花火は、主に商工会メンバーで募金を集め約120万円の寄付によりシークレット花火を行った、鳥取市は、花火大会の費用は補助金の対象にならないので花火会場の申請、各役所との交渉等を行っていただいた。
- 5, 商工会・商工会青年部も新たな人が入らず、実行委員会にも入っていない。
- 6, 河原地域のあゆ祭りを継続するには、地区公民館やまちづくり協議会等の参加も検討しなければ継続が困難である。